

平成29年度の制度改正

7月から ▶ パパ・ママ育休プラス制度適用時の育児休業手当金支給期間延長要件について

パパ・ママ育休プラス制度が適用されている組合員において、当該育児休業等にかかる子が保育所に入所できない等の理由により最長で1歳6ヵ月に達する日まで支給期間を延長する場合、子が1歳に達する日後の期間について、要件に該当するか否かの判断を行っていました。

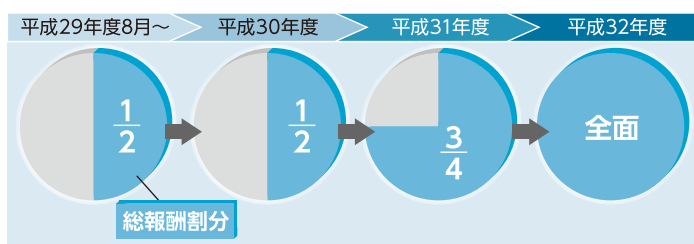
平成29年7月から、パパ・ママ育休プラス制度により育児休業手当金を受けようとする期間の末日(延長前)が、子の1歳に達する日後である場合には、当該末日後の期間について、延長の要件に該当するか否かの判断を行うことになりました。

8月から ▶ 介護納付金への「総報酬割」が導入されました

当共済組合が負担する介護納付金は、これまで加入者数に応じた「加入者割」で計算されていましたが、報酬水準に応じて負担する「総報酬割」が8月から導入されました。

平成29年8月から、介護納付金の1/2を総報酬割とし、30年度に1/2、31年度に3/4、32年度には全面総報酬割となります。これにより、共済組合の納付金負担は増加していく見込みです。

総報酬割導入のスケジュール



介護納付金のしくみ

40～65歳の組合員は、介護保険のために介護掛金を共済組合に納めています。

共済組合はこの掛金と、勤務先の市町等からの負担金とを合わせて、「介護納付金」として納めています。

10月から ▶ 育児休業手当金の支給期間の延長について(子が1歳6ヵ月から2歳までの再延長)

組合員が育児休業を取得したときに支給される「育児休業手当金」の支給期間は、原則として、育児休業開始日から育児休業に係る子が1歳(父母ともに育児休業を取得するときは1歳2ヵ月)に達する日までとなっています。

ただし、申請しても保育所に入所できない場合等、総務省令に定める場合に該当するときは、その子が1歳6ヵ月に達する日まで延長することができます。

平成29年10月から、その子が1歳6ヵ月に達した時点で保育所に入れられない等の要件に当てはまる場合、再度申請することにより、育児休業手当金の支給期間を最長2歳まで延長することができるようになります。



8月1日から

育児休業・介護休業手当金の給付上限額が変更となりました

育児休業手当金や介護休業手当金の給付額は、標準報酬の月額を元に計算されます。この給付日額につきまして、平成29年8月1日より下表の給付上限額に変更となりましたのでお知らせいたします。

給付の種類	給付上限額	
	平成29年7月31日まで	平成29年8月1日から
介護休業手当金	14,207円	14,992円
育児休業手当金(180日に達するまでの期間)	12,927円	13,622円
育児休業手当金(181日以降の期間)	9,647円	10,165円